



2021年2月8日

各 位

会 社 名 ユナイテッド&コレクティブ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 坂井 英也  
 (コード：3557、東証マザーズ)  
 問合せ先 人事総務部長 村田 世司  
 (TEL. 03-6277-8088)

**第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正条項、下限行使価額修正条項及び行使許可条項付）及び第7回新株予約権（行使許可条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2021年1月22日付の取締役会において決議いたしました第三者割当による第6回及び第7回新株予約権（以下、各々を「第6回新株予約権」及び「第7回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（2,109,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2021年1月22日公表の「第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正条項、下限行使価額修正条項及び行使許可条項付）及び第7回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

(参考)  
 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2021年2月8日
(2) 発行新株予約権数	第6回新株予約権 3,000個 第7回新株予約権 3,000個
(3) 発行価額	総額 2,109,000円 (第6回新株予約権1個当たり499円、第7回新株予約権1個当たり204円)
(4) 当該発行による潜在株式数	600,000株（本新株予約権1個につき100株） 第6回新株予約権 300,000株 第7回新株予約権 300,000株 第6回新株予約権及び第7回新株予約権のいずれについても、上限行使価額は ありません。 いずれの本新株予約権も、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に 記載の条件に従って、行使価額が修正される場合がありますが、行使価額が修 正された場合でも、潜在株式数は600,000株で一定です。
(5) 調達資金の額	840,909,000円(注)

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額  第6回新株予約権 1,270円  第7回新株予約権 1,551円</p> <p>・第6回新株予約権</p> <p>第6回新株予約権の行使価額は、第6回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されますが、その価額が900円（以下「第6回新株予約権下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、第6回新株予約権下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>当社は、2021年3月8日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「第6回新株予約権下限行使価額修正決議」といいます。）により、任意の金額に第6回新株予約権下限行使価額の修正を行うことができます。但し、修正後の第6回新株予約権下限行使価額は635円を下回ることはできないものとします。第6回新株予約権下限行使価額修正決議がなされた場合、修正後の第6回新株予約権下限行使価額は、第6回新株予約権下限行使価額修正決議がなされた日の翌日以降適用されます。</p> <p>上記にかかわらず、直前になされた第6回新株予約権下限行使価額修正決議の日から1ヶ月を経過していない場合、当社は、第6回新株予約権の下限行使価額の修正を行うことができません。</p> <p>・第7回新株予約権</p> <p>第7回新株予約権の行使価額は1,551円とします。当社は、第7回新株予約権について、2021年3月8日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「第7回新株予約権行使価額修正決議」といいます。）により、第7回新株予約権行使価額修正決議を行う日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に行使価額の修正を行うことができます。但し、修正後の行使価額は、635円を下回ることはできないものとします。修正後の行使価額は、第7回新株予約権行使価額修正決議がなされた日の翌日以降適用されます。第7回新株予約権行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨及び修正後の行使価額を本新株予約権者に通知します。上記にかかわらず、直前になされた第7回新株予約権行使価額修正決議の日から6ヶ月を経過していない場合、当社は、第7回新株予約権の行使価額の修正を行うことができません。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法</p>	<p>第三者割当の方法によります。</p>
<p>(8) 割当先</p>	<p>株式会社SBI証券（以下「割当先」といいます。）</p>
<p>(9) その他</p>	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新</p>

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	株予約権に関する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当契約において、割当先は、本新株予約権につき、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された30取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨が定められております。また、割当先は、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。
--	---

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。